

Kapokの資産運用規定

Kapokの資産運用

<http://kapokpokpok.blog63.fc2.com/>

平成25年7月20日

目次

1	はじめに	1
2	資産運用の目的	1
2.1	目的① 資産を増やす事	1
2.2	目的② 資産を守る事	1
2.3	目的③ 知見を広める事	2
3	運用資産について	2
3.1	運用資産の増資規則	2
3.2	運用資産以外の資産	2
4	ポートフォリオ	2
4.1	低リスク資産	2
4.2	リスク資産	2
4.3	リバランス	2
4.4	投機的資産の扱いについて	2
5	投資対象・指針	2
5.1	株式個別銘柄への投資	2
5.2	投資信託への投資	3
5.3	投機的な売買	3
6	禁止事項	3
6.1	不正な取引	3
6.2	従業員持ち株会	3
6.3	日本版401K	3
6.4	オプション売り	3

1 はじめに

この規定は、個人投資家である私 Kapok が、中長期的に有利・かつ安定的な資産運用を行う事を目的として作成しました。

この規定は平成25年7月20日現在のものです。今後、新たに獲得した知見を基に、必要であれば柔軟に規定を改訂し、運用の合理性を向上させていきます。

2 資産運用の目的

資産運用は「資産を増やす事」「資産を守る事」「知見を広める事」を目標とし、それぞれに偏る事がないように意識をし、運用を行う事とします。

2.1 目的① 資産を増やす事

リターンを得るために運用を行います。金融資産を「安く買い」「高く売る」ための手法を追求します。

2.2 目的② 資産を守る事

少数の金融資産への集中投資を避けて、「アセットクラス分散」「地域分散」「通貨分散」「銘柄分散」を意識する事で、急激な情勢変化に対して資産が大きく毀損する事を防ぎます。

2.3 目的③ 知見を広める事

資産運用活動を通し、政治・経済や金融に対するリテラシーを向上させ、国際社会を構成する各組織（株式会社等）に関する理解を深めます。

3 運用資産について

全資産の内、「一部分」を運用資産とし、金融商品の売買の原資とします。

3.1 運用資産の増資規則

月々の収入の一部を、運用資産に振り分けます。含み益がある場合は、月々30,000円を運用用の資産として、証券口座に入金をします。含み損がある場合は、月々50,000円を入金をします。これ以上の金額を、資産運用の原資として用いる事を、原則として禁止します。

3.2 運用資産以外の資産

上記以外の資産は、預貯金として保持し、自己研鑽を含む各種の出費に備えます。この規則は、これ以降、運用用資産について扱い、運用資産以外の資産については言及をしません。

4 ポートフォリオ

低リスク資産 50%、リスク資産 50%のポートフォリオを基本ポートフォリオとします。ライフステージの進行に伴う、資産配分の変更（低リスク資産比率を増やす事）は行いません。

4.1 低リスク資産

国内債券・海外債券（為替ヘッジつき）や、これらに準ずる値動きをする資産を低リスク資産に分類します。低リスク資産は、運用資産の

50%±20%の範囲に収まるように調整を行います。

4.2 リスク資産

国内外株式・海外債券（為替ヘッジなし）・国内外REIT・コモディティや、これらに準ずる値動きをする資産をこのクラスに分類します。リスク資産は、運用資産の 50%±20%の範囲に収まるように調整を行います。

4.3 リバランス

月々資産配分を確認し、低リスク資産が運用資産の 50%±20%、リスク資産が運用資産の 50%±20%の範囲に収まるように調整・売買を行います。この、リバランスの頻度や深さ、手法には裁量の余地を残します。（完全なシステムティック運用ではありません。）

4.4 投機的資産の扱いについて

投機的（短期的）な売買をする場合、最大損失が運用資産の 20%を超えないように売買を設計します。この売買の途中での一時的な資産配分のずれは、許容する事とします。

5 投資対象・指針

投資は下記の指針に従い、株式個別銘柄・投資信託への長期投資をメインに行います。ただし、有利な状況では投機的売買も行うこととします。

5.1 株式個別銘柄への投資

ファンダメンタルズを重視したボトムアップアプローチを行います。対象の株式会社が将来

獲得する見込みの利益と比較し、株価が割安である場合に投資をします。

ただし、「地域分散」「業種分散」を意識し、銘柄の偏りを抑えます。

5.2 投資信託への投資

原則としてインデックスファンドへ投資します。シンプルで透明性の高い低コストなファンドを志向します。ただし「投資しにくい資産へ投資しているファンド」や「著しく高いパフォーマンスのファンド」への投資も行う事ができるものとします。

5.3 投機的な売買

有利な売買ができると考えられる場合に、先物・オプション取引や信用取引、FX取引を行います。ここで有利な売買とは、「値動きに関わる希少性の高い、有利な情報を保持した上での売買」や「統計的有意差が観測できるアノマリーを利用した売買」等を指します。

6 禁止事項

下記の取引を禁止します。

6.1 不正な取引

見せ玉・インサイダー取引等の不正な取引を行いません。

6.2 従業員持ち株会

分散投資の視点から不利になるため、従業員持ち株会には参加しません。

6.3 日本版 401K

制度としての未達成感や、運用の柔軟性に欠ける事への不安から、利用しません。

6.4 オプション売り

大きな損失を出す可能性があるため、売買を行いません。

以上